

### Ⅲ. 都道府県・政令市における対応状況

#### (1) 施策の普及・啓発状況

土壌汚染問題に関する都道府県・政令市の事業者等への啓発活動について尋ねたところ、表 39 のとおりであり、平成 20 年 3 月 31 日現在、123 自治体から啓発活動を行っているとの回答があった。活動内容としては、法に関するパンフレット等の作成、配布が最も多かった。なお、「その他の活動」については、「都道府県・政令市のホームページへの掲載」、「立入調査の際の事業者への指導・啓発」、「関係団体の研修会への講師派遣」などがあった。

また、自治体内部での取り組みに関しては表 40 のとおりであり、118 自治体から取り組みを行っているとの回答があった。

表 39 土壌汚染問題に関する啓発活動(事業者等への啓発活動)

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
事業者等への啓発活動を行っている	123	123	120	120	123
① 法に関するパンフレット等の作成、配布	62	62	57	59	56
② 土壌環境基準に関するパンフレット等の作成、配布	18	20	22	20	20
③ 土壌汚染に関する研究会等の実施	25	28	41	47	54
④ (法、条例、要綱、指導指針等に基づかない)土地改変等の際の事業者への周知、指導	40	42	34	31	23
⑤ その他の活動	56	54	52	50	48
⑥ 行っていない	29	25	27	27	23
回答自治体数	152	148	147	147	146

表 40 土壌汚染問題に関する啓発活動(自治体内部での取り組み)

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
自治体内部での取組を行っている	118	111	109	108	-
① 土壌汚染に関する研修会等の実施	19	20	22	20	-
② 関係部署との土壌汚染に関する情報交換等の実施	74	69	61	55	-
③ 他部署への土壌汚染関係情報の伝達の円滑化等の依頼	55	53	52	50	-
④ その他の取組	8	6	4	7	-
⑤ 行っていない	35	37	38	39	-
回答自治体数	153	148	147	147	-

## (2) 条例等の制定状況

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 78 都道府県・政令市について、その内容を分類すると表 41 のとおりである。「土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの」が 48 件で最も多かった。

また、土壌汚染対策法政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 209 市区町村について、その内容を分類すると表 42 のとおりである。「外部から搬入される土砂の分析を土地所有者等に行わせ、土壌汚染の未然防止を図るもの」が 167 件で最も多かった。

表 41 都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等の制定状況

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
① 有害物質使用特定施設以外の有害物質を取り扱う施設等の廃止時に土壌汚染の調査を行わせるもの	7	4	-	-	-
② 土地改変時、用途転換・再開発等の際に土壌汚染の有無の確認を行わせるもの	23	22	20	19	18
③ 上記調査の結果、土壌汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの	19	19	18	17	15
④ 土地所有者等が行う自発的な土壌汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの	12	12	12	15	15
⑤ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの	7	7	6	7	6
⑥ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの	13	13	12	11	10
⑦ 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	5	5	7	7	5
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	46	45	44	43	35
⑨ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等	20	20	18	17	16
⑩ 外部から搬入される土砂の分析を土地所有者等に行わせ、土壌汚染の未然防止を図るもの	24	23	23	20	17
⑪ 土壌汚染への調査・対策を行う者に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	6	6	4	4	-
⑫ 汚染土壌浄化施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	7	6	5	6	-
条例、要綱、指導指針を制定している都道府県・政令市	78	75	74	70	61

表 42 土壌汚染対策法政令市以外の市区町村における条例、要綱、指導指針等の制定状況

(複数回答有)

	市区町村の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
① 有害物質使用特定施設以外の有害物質を取り扱う施設等の廃止時に土壌汚染の調査を行わせるもの	1	1	-	-	-
② 土地改変時、用途転換・再開発等の際に土壌汚染の有無の確認を行わせるもの	4	4	4	2	-
③ 上記調査の結果、土壌汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの	3	3	3	2	-
④ 土地所有者等が行う自発的な土壌汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの	2	2	2	2	-
⑤ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの	0	0	0	0	-
⑥ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの	0	0	0	1	-
⑦ 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	0	0	0	1	-
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	37	35	22	29	-
⑨ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等	1	3	2	1	-
⑩ 外部から搬入される土砂の分析を土地所有者等に行わせ、土壌汚染の未然防止を図るもの	167	152	156	168	-
⑪ 土壌汚染への調査・対策を行う者に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	1	1	1	2	-
⑫ 汚染土壌浄化施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	0	0	1	0	-
条例、要綱、指導指針を制定している市区町村	209	193	191	204	-

さらに、表 41 及び表 42 に関し、都道府県等が把握している、その区域内の土壤汚染対策法政令市以外の市区町村を含めた地方環境事務所の管轄地区別の条例、要綱、指導指針等(以下「条例等」という。)制定地方公共団体数を表 43 に、地方公共団体の名称を巻末資料に示す。土壤調査の実施や調査結果の報告を条例等で定めている都道府県等は関東地区で最も多かった。

表 43 地方環境事務所管轄地区別の条例等制定地方公共団体数

管轄地区名	地方公共団体数				合計
	都道府県・政令市	うち、土壤調査の実施や、調査結果の報告を条例等で定めているもの	土壤汚染対策法の政令市以外の市区町村	うち、土壤調査の実施や、調査結果の報告を条例等で定めているもの	
北海道地区	2 (2)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	25 (25)
東北地区	7 (8)	3 (3)	1 (2)	0 (0)	8 (10)
関東地区	30 (49)	12 (13)	133 (134)	6 (6)	163 (183)
中部地区	13 (17)	6 (6)	14 (15)	0 (0)	27 (32)
近畿地区	12 (16)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	25 (29)
中国四国地区	7 (9)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	11 (13)
九州地区	7 (7)	1 (1)	21 (21)	0 (0)	28 (28)
合計	78 (108)	28 (29)	209 (212)	6 (6)	287 (320)

- 注 1) 北海道地区 北海道  
 東北地区 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県  
 中部地区 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県  
 近畿地区 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国四国地区 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州地区 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 注 2) ( )内の数字は、制定されている条例等の数である。
- 注 3) 【土壤調査の実施や、調査結果の報告を条例等で定めているもの】は次に該当するもの。
- ① 有害物質使用特定施設以外の有害物質を取り扱う施設等の廃止時に土壤汚染の調査を行わせるもの。
  - ② 土地変更時、用途転換・再開発等の際に土壤汚染の有無の確認を行わせるもの。
  - ④ 土地所有者等が行う自発的な土壤汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの。

### (3) 補助融資制度の保有状況

土壤汚染が判明した場合、事業者又は土地管理者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の一部に対する補助、融資等の資金援助を行うための制度の保有状況について都道府県・政令市に尋ねたところ、表 44 のとおりであった。平成 20 年 3 月 31 日現在、33 都道府県・政令市で補助や融資制度を有していた。

表 44 補助融資制度を有している都道府県・政令市

	都道府県・政令市の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
補助融資制度を有している	33	37	37	37	39
補助融資制度はない	120	111	110	110	107
回答自治体数	153	148	147	147	146

#### (4) 土壌汚染調査・対策に係る取組

土壌汚染調査・対策に関連する取り組みを実施したかどうかを尋ねたところ、表 45 のとおりであった。平成 19 年度は 126 の都道府県・政令市で土壌汚染調査・対策に係る何らかの取り組みを実施していた。

表 45 土壌汚染調査・対策に関連する取り組み

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
土壌汚染調査・対策に関連する取り組みを実施した都道府県・政令市	126	119	116	114	112
① 地歴情報の収集整理	19	15	16	12	18
② 土壌環境基準(指定基準を含む)の適合状況に関する調査 (農用地土壌汚染防止法に基づくものを除く)	19	21	22	27	26
③ ダイオキシン類に関する土壌調査	103	102	102	101	94
④ 未規制物質に関する土壌調査	1	1	0	0	0
⑤ 土壌環境に関する事件、苦情等に対応するための調査 (①～④を除く)	31	30	28	30	27
⑥ 原因者が不明の場合の土壌汚染対策	1	1	1	2	3
⑦ 土壌汚染の対策後の監視調査	35	31	25	20	19
⑧ 井戸の利用実態調査(飲用井戸の分布状況、災害用井戸指定情報等)	25	22	16	4	-
⑨ 簡易分析手法の収集整理または適用性評価	1	1	1	1	-
⑩ 低コスト処理技術の収集整理または適用性評価	1	2	1	1	-
⑪ 自然的原因の判定に必要とされる情報の収集整理	16	16	14	5	-
⑫ その他	5	4	4	14	13
特に実施していない	26	29	31	33	34
回答自治体数	152	148	147	147	146

#### (5) 土壌汚染調査・対策に係る情報の管理状況

土壌汚染調査・対策に係る情報及びその他の土地に係る履歴情報の管理状況について尋ねたところ、表 46 のとおりであった。98 の都道府県・政令市で「関係文書(紙)を台帳で管理」あるいは「電子媒体によるシステム化(データベース化、GIS 化等)」により情報を管理していた。

表 46 土壌汚染調査・対策に係る情報の管理状況

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
① 関係文書(紙)を台帳で管理	72	66	60	61	58
② 電子媒体によるシステム化(データベース化、GIS 化等)	26	29	30	28	23
③ 定まったシステムはない (該当事例なし)	75	72	70	74	69
回答自治体数	153	148	147	147	146

(6) 国への要望

土壌汚染対策に係る国への要望について尋ねたところ、表 47 のとおりであった。特に、「土地所有者等への啓発事業(経済的・効果的な調査・回復技術の情報提供、事業者等が実施した先進事例の紹介)」が多く、また、「自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実」に対する要望も多かった。

表 47 国への要望

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数				
	H19	H18	H17	H16	H15
① 土地所有者等への啓発事業	116	108	96	101	98
事業者等が実施した先進事例の紹介	97	91	81	84	-
経済的・効果的な調査・回復技術の情報提供	108	99	92	90	-
国際的動向に関する情報提供	14	13	14	15	-
その他	12	12	13	10	-
② 自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実	114	103	94	87	73
③ 自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供の充実	94	94	93	89	83
④ 調査・対策技術の開発普及	62	64	69	68	65
⑤ その他	20	16	19	15	19
回答自治体数	152	147	146	143	143